

# 令和2年度獣害対策事業 補助制度をご利用ください。

## ⚡ 獣害対策事業補助制度とは

農作物の獣害被害をなくすため、獣害対策に必要な機械及び資材(獣害対策資材)購入費用の1/3(上限6万円)又は大量捕獲用大型捕獲罟の購入費用の1/3(上限30万円)を補助する制度です(送料及び人件費は除く)。

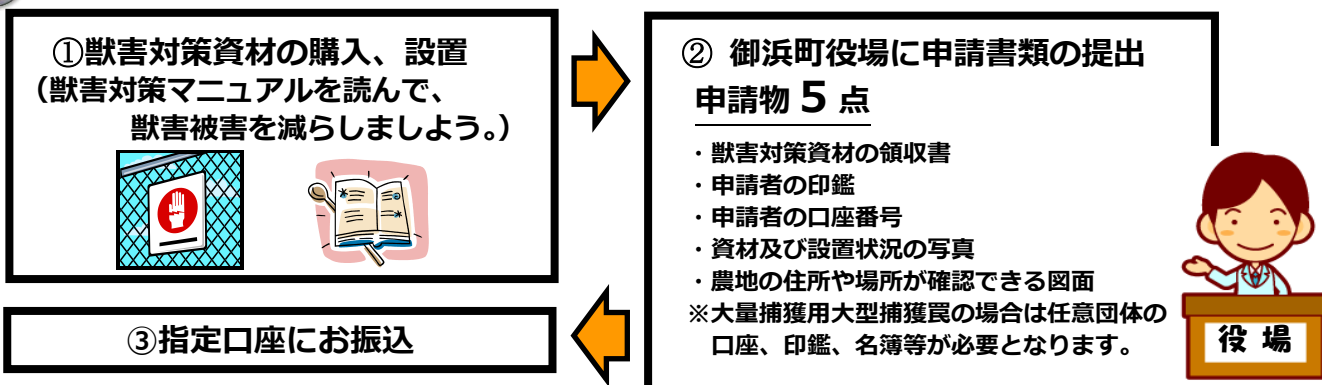
また、**令和2年4月1日以降に購入**した資材が対象となります。

### 補助対象の例

捕獲檻、電気柵、メッシュ柵、電気柵用バッテリー、獣害資材用電池、獣害対策用火火、獣害対策用電動ガン、大量捕獲用大型捕獲罟(既製品)等

⚡ 申請期間 令和2年7月1日(水)から令和3年2月26日(金)まで(必着)

## ⚡ 補助の流れ



## ⚡ 獣害対策マニュアル配布場所

御浜町役場農林水産課、町民サービスセンター、尾呂志支所、  
神志山連絡所

## ⚡ 申請の前にチェック！

- ☑ この補助制度をご利用できる方は、町内に「農地を有する者及び農業法人」となります。  
また大量捕獲用大型捕獲罟購入の場合は町内の「任意の団体」及び「農業法人」となります。  
ただし、いずれも他市町にて同様の補助金を申請したものは除く。
- ☑ 捕獲おり等のわなに関する資材の補助を受けるには、狩猟免許(わな猟)を取得していること、または令和2年度中に取得予定であることが条件となります。
- ☑ 申請できるのは1名または1団体につき、**年度中1回限り**となります。

**獣害対策は地域ぐるみで取り組みましょう！！**

お問い合わせは 御浜町役場 農林水産課 林業水産係 (Tel 3-0517)